

電子公告調査  
サービス利用  
マニュアル

第5.1版

2024年04月01日

グローリー株式会社

---

---

## 電子公告調査サービス利用マニュアル 目次

---

---

マニュアルの目的.....	3
<b>1. 用語定義.....</b>	<b>4</b>
1.1 用語説明.....	4
<b>2. はじめに.....</b>	<b>5</b>
2.1 電子公告とは.....	5
2.2 電子公告利用によるメリット.....	5
2.3 調査機関の役割.....	5
<b>3. 申込みの流れ.....</b>	<b>6</b>
3.1 利用手順概要.....	6
<b>4. 各種申込み手順.....</b>	<b>7</b>
4.1 インターネット申込みフォームによるオンライン申込み.....	7
4.2 Excel様式による申込み(企業情報登録のみ).....	7
4.2.1 企業情報登録申込書(様式1).....	7
4.2.2 委任状(様式2).....	8
<b>5. 異常発生時の対応.....</b>	<b>9</b>
5.1 サービス期間中の異常発生時の対応について.....	9
<b>6. 利用料金.....</b>	<b>10</b>
6.1 電子公告調査サービスご利用料金表.....	10
6.2 請求時期.....	10
6.2.1 公告調査委託料.....	11
6.2.2 調査結果通知書再発行手数料.....	11
6.2.3 調査記録簿発行手数料.....	11
<b>7. お問い合わせ先.....</b>	<b>12</b>
7.1 お問い合わせ先.....	12
<b>8. 各種リンク先.....</b>	<b>13</b>
8.1 グローリー株式会社.....	13
8.2 法務省電子公告システム(法務省).....	13
8.3 電子公告制度について(法務省).....	13
8.4 インターネット版官報(独立行政法人).....	13

## マニュアルの目的

本マニュアルは、「電子公告調査サービス」（以下、「本サービス」とする）をご利用いただく方（法人）を対象として、サービスの概要と申込み時に必要となる手続き等に関する書類（様式）等について説明します。

なお、本マニュアルの記載事項は、事前通知なしに変更される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 1. 用語定義

### 1.1 用語説明

以下に、電子公告を利用するにあたり本マニュアルで用いる用語について説明します。  
 なお、インターネットやホームページ等のパソコンに関する技術・用語については、含めておりませんのでご了承ください。

NO.	用語	説明
1	電子公告	会社法第2条第34号に規定する電子公告をいう。
2	調査委託者	会社法第946条第3項に規定する調査委託者をいう。
3	公告期間	会社法第940条第3項に規定する公告期間をいう。
4	公告の中断	会社法第940条第3項に規定する公告の中断をいう。
5	追加公告	会社法第940条第3項第3号の規定による公告をいう。
6	公告サーバ	公告を電子公告により行うために使用するサーバをいう。
7	登記アドレス	法又はその他の法律に基づき行う電子公告に関して登記された事項をいう。
8	公告アドレス	公告サーバのうち電子公告による公告を行うための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、公告すべき内容である情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)に入力することのみによって当該情報の内容を開覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに公告情報を記録することができるものをいう。
9	公告ページ	電子計算機に公告アドレスを入力することによって当該電子計算機の映像面に表示される内容をいう。
10	公告情報	電子公告に関する規則第3条第1項第3号ハ(公告しようとする内容である情報)に規定する情報であって、調査委託者が調査機関に対して同条第2項の規定により示したものをいう。
11	追加公告情報	追加公告において公告し、又は公告しようとする内容である情報であって、調査委託者が調査機関の業務規程に定めるところにより当該調査機関に対して示したものをいう。
12	調査機関	会社法第941条に規定する調査機関をいう。
13	調査結果通知	会社法第946条第4項の規定による電子公告調査の結果の通知をいう。
14	調査記録簿	電子公告に関する規則第十二条2項の規定による調査記録簿をいう。

※上記用語説明は「電子公告に関する規則」平成18年2月7日第二条(定義)より抜粋。

## 2. はじめに

### 2.1 電子公告とは

株式会社の公告方法として、官報及び日刊新聞紙のほかに、インターネットのホームページによる公告が、平成16年6月9日に公布・平成17年2月1日に施行された「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（電子公告法）により認められることになりました。これにより、従来の「日刊新聞紙公告」等に代えて、その会社のホームページ上に必要な情報を掲載する公告方法が利用できるようになりました。

電子公告とはインターネットに接続されたサーバを利用して、ウェブサイトからのダウンロード等により、不特定多数の者が必要な情報にアクセス可能な状態とする公告方法です。

電子公告を行う場合には、公告の区分に応じて定められる期間について、公告すべき内容をホームページに継続して掲載しなければならず、電子公告が適法に行われたかどうかを検証する方法として、決算公告を除いて、法務大臣に登録した調査機関による調査が義務付けられています。

### 2.2 電子公告利用によるメリット

電子公告を実施することにより以下のようなメリット・効果が期待できます。

- ①従来の日刊新聞紙公告に比べ、大幅な公告関連費用の削減が見込めます。
- ②事前に新聞紙等に公告掲載のためのスペースを確保する為の労力が不要です。
- ③官報に加えて電子公告を行えば、知れたる債権者に対する各別の催告を要しないなどの債権者保護手続きの合理化が図れます。
- ④株主等の利害関係者にとって公告の掲載期間中であれば、いつでもインターネットのWEBサイトを介して、公告内容を確認することが可能です。

### 2.3 調査機関の役割

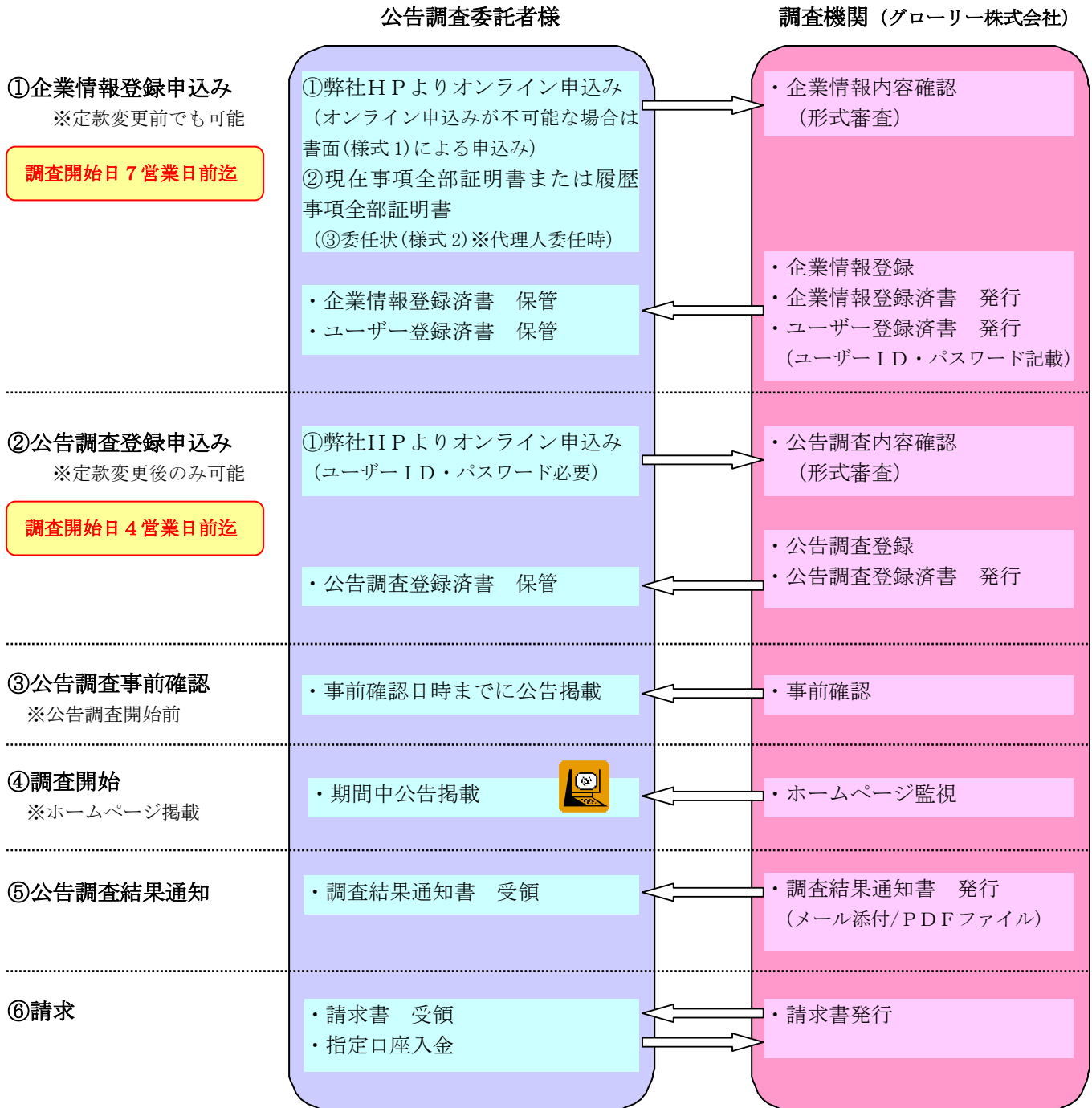
調査機関は、会社法および電子公告規則に基づき、ホームページ上に掲載された調査期間中、公告が中断なく掲載されているか及び公告内容が改ざんされることなく掲載されているかを調査します。

調査期間終了後には、その調査結果を証明書として発行致します。なお、この通知書は、適法に電子公告が実施されたことを証明する重要な書類となり、登記の申請時（登記が必要な公告の場合）に、添付資料として使用することができます。

### 3. 申込みの流れ

#### 3.1 利用手順概要

各種お申込みにつきましては、インターネットによるお申込みと書面によるお申込みの2種類の方法がございます。個々の申込み様式その他詳細につきましては<3.2 Q&A集>及び<4. 各種申込み手順>をご参照ください。



## 4. 各種申込み手順

### 4.1 インターネット申込みフォームによるオンライン申込み

【インターネット申込みフォーム URL】

<https://www.koukoku.gcan.jp/epweb/EpWebLogin.do>

各種お申込みにつきましては、弊社HPのインターネット申込みフォームよりオンライン申込みをお願いいたします。オンライン申込みの方法につきましては、別途HP掲載のマニュアル（URL：<https://www.koukoku.gcan.jp/epweb/jsp/epweb/manual.jsp>）をご参照いただけますよう、よろしくお願いいたします。

宝印刷株式会社様を代理店とするお申込みの場合は、宝印刷様のHPよりお申込み下さい。

<https://www.takara-print.co.jp/service/disclosure/e-ad.html>

### 4.2 Excel 様式による申込み(企業情報登録のみ)

【Excel 様式のダウンロードページ】

<http://www.koukoku.gcan.jp/download/index.html>

企業登録に関して、オンライン申込みができないお客様は、Excel 様式でのお申込みも受け付けております。様式をダウンロードし、必要事項を入力、添付の上、弊社問合せフォームにて送付（または郵送）ください。

（問合せフォーム URL：<https://www.koukoku.gcan.jp/Inquiry/>）

※様式の入力項目はオンライン申込みと同じ内容です。

画面への入力でお申込みが完了する為、問合せフォームからの別途の送付や郵送の手間を省くことができますので、オンライン申込みをお勧めいたします。

#### 4.2.1 企業情報登録申込書(様式1)

調査委託者様が電子公告調査サービスをご利用いただく際の基本となる申込書です。この申込書に基づき、企業ID及びインターネット申込みフォームをご利用いただく為のユーザーIDとパスワードを発行いたします（メールアドレス1のみ）。調査委託者様は以後ユーザーIDとパスワードにより、オンラインによる公告調査申込み等をしていただきます。なお、形式審査及び登録の完了後、登録内容を記載した「企業情報登録済書」をメールにて送付いたしますので、大切に保管してください。

なお、この申込書を送付いただく際、下記書類も添付願います。

[現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（登記簿謄本）](#)

又、本申込書に記載していただくご担当者様のメールアドレス1は、インターネット申込みフォームをご利用いただく為のユーザーIDとパスワードの送信先となるため、真正のメールアドレスであることの有効性を担保することを目的として、弊社より「メールアドレスの確認メール」を送信させていただきます。ご確認後、返信用アドレスに返信ください。

※この企業情報登録申込み手続きは契約法上の申込みの意思表示ではなく、あくまで利用者としてのエントリー手続きです。

※公告調査申込みには企業情報登録後発行される、ユーザーIDとパスワードが必要となります。ユーザーID、パスワードの発行は申込書類到着後最長3営業日かかりますので、公告調査の申込み締め切りに間に合うようお申込みいただけますようお願いいたします。

#### 4.2.2 委任状(様式2)

本サービスにおいて電子公告調査申込みに関する一切の手続きを、調査委託者様がある人(法人)に委任する場合には委任状が必要となります。



## 5. 異常発生時の対応

### 5.1 サービス期間中の異常発生時の対応について

公告調査期間中に公告が受信できなかった場合や改ざんがなされていた場合における公告の中断が発生したときは、連絡先メールアドレス宛に弊社より「電子公告中断のご連絡」が送信されます（以下にサンプルを示します）。

中断が起きた場合は、速やかに正常な状態にした後、追加公告の手続きをしてください。会社法では、以下の3要件のいずれをも満たす公告の中断については、これが生じても公告の効力に影響を及ぼさないこととしています。

- 1、公告の中断が生ずるについて、会社が善意で重過失がないこと。  
または、正当の事由があること。
- 2、公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の10分の1以下であること。
- 3、会社が公告の中断が生じたことを知った後、すみやかに中断が生じたこと、中断が生じた時間および中断の内容を、元の掲載内容である公告に付して追加公告すること。すなわち、同じホームページに掲載すること。

追加公告の申込みに関しては、別途HP掲載のマニュアルの「7-1. 追加公告について」を参照ください。

(マニュアル URL : <https://www.koukoku.gcan.jp/epweb/jsp/epweb/manual.jsp>)

## 6. 利用料金

### 6.1 電子公告調査サービスご利用料金表

調査委託者様が電子公告調査サービスに伴い必要となる費用を以下に示します。  
 ※代理店をご利用のお客様は、各代理店までお問い合わせください。

#### 電子公告サービス料金表

サービス	料金	納品物	支払先	支払期日
公告調査委託料 (6ヶ月未満)／1公告調査	税抜:76,000円	調査結果通知書 (メール添付:電子署名付きPDFファイル)	請求書指定先	請求書記載による
公告調査委託料 (6ヶ月以上)／1公告調査	上記+月額を加算 【月額】 税抜:19,000円	調査結果通知書 (メール添付:電子署名付きPDFファイル)	請求書指定先	請求書記載による

※振込み手数料はお客様のご負担となりますのでご了承ください。

#### オプション料金

サービス	料金	納品物	支払先	支払期日
調査結果通知書 発行手数料／1通 (書面又はCD-R:電子署名付きPDFファイル)	税抜:5,000円	調査結果通知書 (書面又はCD-R:電子署名付きPDFファイル)	請求書指定先	請求書記載による
調査結果通知書 再発行手数料／1通	税抜:9,500円	調査結果通知書 (書面又はCD-R:電子署名付きPDFファイル)	請求書指定先	請求書記載による
調査記録簿 発行手数料／1通	税抜:9,500円	調査記録簿 (書面又はCD-R:電子署名付きPDFファイル)	請求書指定先	請求書記載による

※振込み手数料はお客様のご負担となりますのでご了承ください。

※CD-Rで納品する調査結果通知書は、メール添付のPDFファイルと同一のものです。

### 6.2 請求時期

電子公告調査サービスご利用の請求時期は以下の通りです。  
 なお、請求書は調査委託者様より予めご登録頂いているご担当様宛てに送付いたします。  
 ※代理店をご利用のお客様は、各代理店までお問い合わせください。

### 6.2.1 公告調査委託料

公告調査委託料は公告調査終了月に締め、次月に請求いたします。  
(調査結果通知書のオプション(紙、CD-R)を申込まれた場合は、公告調査委託料とオプション料  
金(調査結果通知書発行手数料)の合算で請求いたします)  
※代理店をご利用のお客様は、各代理店までお問い合わせください。

### 6.2.2 調査結果通知書再発行手数料

調査結果通知書再発行手数料は調査結果通知書再発行月に締め、次月に請求いたします。  
※代理店をご利用のお客様は、各代理店までお問い合わせください。

### 6.2.3 調査記録簿発行手数料

調査記録簿発行手数料は調査記録簿発行月に締め、次月に請求いたします。  
※代理店をご利用のお客様は、各代理店までお問い合わせください。

## 7. お問い合わせ先

### 7.1 お問い合わせ先

区分	申込先
<p>電子公告調査機関</p> <p>・ご不明な点は、右記連絡先までお問い合わせください。</p> <p>※書類送付時は簡易書留郵便等にて送付されることをお勧め致します。</p> <p>電子公告調査サービス ヘルプデスク</p>	<p>〒670-8567</p> <p>兵庫県姫路市下手野 1-3-1 グローリー株式会社 サービスコネクタセンター 電子公告調査担当 宛</p> <p>【連絡先】 TEL:079-297-3148 FAX:079-298-2736</p> <p>【受付時間】 (平日)9:00~17:00 (土・日・国民の祝日及び国民の休日、年末年始、当社が特に定める日は除きます)</p> <p>【電子公告調査サービス 問い合わせフォーム】 ご不明な点は <a href="https://www.koukoku.gcan.jp/">https://www.koukoku.gcan.jp/</a> の <a href="https://www.koukoku.gcan.jp/Inquiry/">https://www.koukoku.gcan.jp/Inquiry/</a> からご連絡ください</p> <p>※問い合わせフォームは 24 時間入力可能ですが、ご回答は営業時間内となります</p>

ヘルプデスクでお受けできる内容は、法的有効性の判断以外の電子公告に関する問い合わせとなります。又、インターネットやホームページ等のパソコンに関するお問い合わせに関しましてもお受けいたしかねますのであらかじめご了承ください。

## 8. 各種リンク先

### 8.1 グローリー株式会社

電子公告調査サービスを運営している会社です。

URL <https://www.glory.co.jp/>

### 8.2 法務省電子公告システム(法務省)

現在、電子公告を掲載している会社を検索し、当該電子公告が実際に掲載されているページへリンクしているサイトです。

URL <https://e-koukoku.moj.go.jp/>

### 8.3 電子公告制度について(法務省)

電子公告制度の概要、調査機関、リンク集サイト、関係法令について掲載されています。

URL <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji81.html>

### 8.4 インターネット版官報(独立行政法人)

独立行政法人国立印刷局が提供しているインターネット版『官報』です。

URL <https://kanpou.npb.go.jp/>